

2016年8月10日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課内

「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る
食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」
意見募集担当 御中

「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」についての意見

日本生活協同組合連合会

今回、貴委員会が公表された「プリオン評価書 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）（案）」（以下、評価書案と表記）に関して、以下の意見、要望を提出いたします。

1．今回のリスク評価の結論について

国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと認識しています。

また、非定型BSEは孤発性の可能性があります。発生頻度が極めて低く、今後も現行の水準でBSE対策（飼料規制、SRMの再利用禁止、食肉処理工程でのSRM除去等）が継続され、と畜前の生体検査、異常牛や死亡牛のBSE検査が確実に実施されれば、牛や人への感染は防止できるものと考えます。

健康と畜牛の検査を廃止した場合でもリスクの差は非常に小さいとした今回の貴委員会の結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。

2．BSE検査を含む、BSE対策についての国民への説明について

今回の評価書案では、定型BSEについては、「今後発生する可能性は極めて低い」、非定型BSEについては「発生頻度が極めて低く、人への感染については『感染性は確認できない（H型）』『SRM（特定危険部位）以外の組織の感染性は極めて低い（L型）』」と結論しています。このうち非定型BSEは孤発性の可能性が否定できないため、今後も極めて低い頻度ではありますが、わが国でも発生する可能性があります。

健康と畜牛のBSE検査を廃止した場合、神経症状等が現れる前のBSE牛を見逃す可能性が生じますが、それでも貴委員会は、人への健康影響が無視できるほどリスクの差が小さいと結論しています。これを逆に読み解けば、「非定型BSEも含めBSE発生確率が極めて低い現在では、BSE検査はもはや人の健康保護のための必須の対策とは言えず、SRM除去を確実に実施すればその目的は達成できる」という解釈も可能と考えます。

しかし、行政からはこうした説明がほとんどなされておらず、多くの国民は検査の廃止に対して不安を感じるかもしれません。

そこで、改めて、検査を含む各種のBSE対策について、それぞれどのような目的で実施

するのかを整理し、国民にわかりやすく説明することを要望します。BSE 対策を実施するのはリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省であることは理解していますが、その科学的根拠を示す役割は貴委員会にあると思いますので、三府省による説明が望ましいと考えます。

3 . BSE やプリオン病に関する調査・研究や情報収集等の必要性について

海外では、完全飼料規制実施後も定型 BSE が発生している事例があることから、国内外における定型 BSE の発生やその原因については引き続き情報収集が必要と考えます。

また、BSE における「人と牛との種間バリアの存在」についても、現象は知られていますが、そのメカニズム等については十分説明されていないように思います。

非定型 BSE については、定型 BSE に比べ発生頭数も少なく、評価書案でも知見が限られている旨述べられています。

今回の評価書案では「人のプリオン病発症の可能性は極めて低い」「リスクの差は非常に小さい」「人への健康影響は無視できる」等、随所でリスクが定性的に表現されています。しかし、本来、リスク評価においては、確率やモデル等を用いて人の健康リスクを定量的に示すことが望ましいと考えます。

今後も引き続き BSE やプリオン病に関する調査・研究を進めるとともに、リスク管理機関と連携してプリオン病の発生状況および科学的知見の進展を注視し、より精度の高いリスク評価が行われることを期待します。

4 . と畜前の生体検査の適切な実施について

評価書案の結論の付帯事項の一つとして、「引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要がある」とされました。

この対応が確実に実施されるように、厚生労働省に対して実施要領や結果等の報告を求めるなど、貴委員会と同省の間で重要な管理ポイントであるとの認識を共有するよう要望します。

以上